

訪問型サービス(独自)サービスコード表

出水市いきいき長寿課 R6.4.1現在

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	備考			
種類	項目									
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合 1176単位	1,176	1月につき	月5回以上利用時 (週1回利用を想定)			
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39 単位	39	1日につき	※1		
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2)1週に2回程度の場合 2349単位	日割の場合	77 単位	77	1日につき	※1	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割								
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3)1週に2回を超える程度の場合 3727単位	日割の場合	123 単位	123	1日につき	※1	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割								
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287 単位	287	1回につき	アセスメントに基づいた回数設定(週1回~3回)とする(要支援2のみ週3回利用可)	
A2	2511	訪問型独自サービス22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179 単位	179		当面使用しない
A2	2621	訪問型独自サービス23			(二)所要時間45分以上の場合		220 単位	220		当面使用しない
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163 単位	163			
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12 単位減算	-12	1月につき			
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき			
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	日割の場合	23 単位減算	-23	1月につき		
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割								
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	日割の場合	37 単位減算	-37	1月につき		
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割								
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21								
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3 単位減算	-3	1回につき	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(二)所要時間45分以上の場合			2 単位減算	-2			
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算				
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき	出水市では該当なし		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき			
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15% 加算		1回につき			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき	出水市では該当なし		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき			
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の 10% 加算		1回につき			
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	出水市では該当なし		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき			
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき			
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき			
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)		100 単位加算	100			
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II)		200 単位加算	200			
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50 単位加算	50	月1回限度			
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)		所定単位数の 137/1000 加算		1月につき		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の 100/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の 55/1000 加算				
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)		所定単位数の 63/1000 加算				
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)		所定単位数の 42/1000 加算				
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 24/1000 加算					

※1 従来の介護予防サービス利用時に行っていた、月額報酬の日割りの適用については、短期入所利用時のみとする。
ただし、短期入所利用時についても、日割り単価を用いた場合と用いない場合での、低い方の単価を選択することとする。

通所型サービス(独自)サービスコード表

出水市いきいき長寿課 R6.4.1現在

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	備考	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798	1月につき	月5回以上利用時 ※1 (週1回利用を想定)
A6	1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	59 単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2		3,621	1月につき	月9回以上利用時 ※1 (週2回利用を想定)
A6	1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	119 単位	119	1日につき	
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位	436	1回につき	※2
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447 単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18 単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	36 単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4 単位減算	-4	1回につき	
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		事業対象者・要支援2	4 単位減算	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	出水市では該当なし
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	1月につき
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3			ロ 1月当たりの回数を定める場合	94 単位減算	-94	1回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47 単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50 単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200 単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150 単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480 単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88 単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援2	176 単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1			事業対象者・要支援1	72 単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100 単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200 単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20 単位加算	20	1回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5 単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40 単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 12/1000 加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 10/1000 加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	ヨ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000 加算			

※1 日割り単価に関して、従来の介護予防サービス利用時に行っていた月額報酬の日割りの適用については、短期入所利用時のみとする。
ただし、短期入所利用時についても、日割り単価を用いた場合と用いない場合での、低い方の単価を選択することとする。

※2 要支援2の利用者については、週に1回程度の利用でも、要支援2の単位数を算定すること
事業対象者で、週2回程度の利用の必要性がある場合には、保険者に「総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書」にて申請を行うこと
ただし、変更期間は、3か月とする。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	備考
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119 単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	備考
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2	3,621 単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119 単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313

出水市通所型サービスCサービスコード表

出水市地域包括支援センター作成 H29.4.1現在

サービスコード		サービス名称	単位数	算定 単位	利用者負 担額	1単位	算定概要・要件
種類	項目						
A8	1001	通所型サービスC (9割:送迎あり+処遇改善加算あり)	395	回	380円	10.00円	状態改善の達成を目指す期限(原則3ヶ月程度)を明確に設定した上で、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下(運動機能・栄養改善・口腔機能・認知機能の低下)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供するもの
A8	1002	通所型サービスC (9割:送迎あり+処遇改善加算なし)	380	回	380円	10.00円	同上
A8	1003	通所型サービスC (9割:送迎なし+処遇改善加算あり)	343	回	330円	10.00円	同上
A8	1004	通所型サービスC (9割:送迎なし+処遇改善加算なし)	330	回	330円	10.00円	同上
A8	1005	通所型サービスC (8割:送迎あり+処遇改善加算あり)	395	回	760円	10.00円	自己負担2割の高所得者に適用
A8	1006	通所型サービスC (8割:送迎あり+処遇改善加算なし)	380	回	760円	10.00円	同上
A8	1007	通所型サービスC (8割:送迎なし+処遇改善加算あり)	343	回	660円	10.00円	同上
A8	1008	通所型サービスC (8割:送迎なし+処遇改善加算なし)	330	回	660円	10.00円	同上

【通所型サービスCの利用について】

- ※ 通所型サービスCについては、他の通所型サービス(みなし・独自)と通所リハビリとは併用できない。
- ※ 通所型サービスCについては、改善の見込みがあり、3か月でサービスを卒業できる見込みがある利用者を想定している。
- ※ 通所型サービスCについては、年度内の1クール(3か月)の利用を限度とする。
- ※ 通所型サービスCの利用終了者が、再度状況悪化が見られ、再度改善の見込みがある場合には、翌年度以降利用可能。ただし、改善の見込みがない場合には、通所型サービスや通所リハビリの利用を検討する。

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

出水市いきいき長寿課 R6.4.1現在

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	備考	
種類	項目									
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費				442単位	442	1月につき	
AF	3001	介護予防ケアマネジメント虐待	高齢者虐待防止措置未実施減算				438単位	438		
AF	3002	介護予防ケアマネジメント虐待・業務継続計画	4単位減算	業務継続計画未策定減算	4単位減算	434単位	434	R7.4月～		
AF	3003	介護予防ケアマネジメント業務継続計画	業務継続計画未策定減算			4単位減算	438単位	438		R7.4月～
AF	4001	介護予防ケアマネジメント初回加算	ロ 初回加算				300単位加算	300		
AF	6132	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	ハ 委託連携加算				300単位加算	300		